

土地区画整理法施行令の一部を改正する政令案参照条文

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）

（国土交通大臣の技術検定等）

第百十七条の三 国土交通大臣は、仮換地の指定及び換地処分の適正な実施その他土地区画整理事業の円滑な施行が進められるよう、広く当該事業に関する専門的知識の維持向上に努めるものとする。

2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、換地計画に関する専門的技術を有する者の養成確保を図るため必要な技術検定を行うことができる。

（手数料）

第百十七条の十八 技術検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を  
国（指定検定機関が行う試験を受けようとする者は、指定検定機関）に納めなければならない。

2 前項の規定により指定検定機関に納められた手数料は、指定検定機関の収入とする。